白川北活性化施設の管理及び運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月１３日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町規則第２３号

白川北活性化施設の管理及び運営に関する規則等の一部を改正する規則

（白川北活性化施設の管理及び運営に関する規則の一部改正）

第１条　白川北活性化施設の管理及び運営に関する規則（平成１８年白川町規則第４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この規則は、白川北活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年白川町条例第４号　　）第１１条の規定に基づき、白川北活性化施設（以下「施設」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、白川北活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年白川町条例第４号。以下「条例」という。）第１１条の規定に基づき、白川北活性化施設（以下「施設」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（使用申請等の手続） 第４条　施設の使用承認の申請、承認の通知、使用の取消し、使用料の減免の申請及び決定通知、特殊な使用における使用料、使用実績の報告及び納付書等の交付その他の使用に関する手続は、白川町長が所管する施設の使用手続に関する規則（令和８年白川町規則第２４号）の定めるところによる。	（使用申込み　　） 第４条　条例第４条の規定により施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用する日の７日前までに白川北活性化施設使用承認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない　　。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。
第５条　削除	（使用の承認） 第５条　町長は、前条による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、使用を承認したときは、白川北活性化施設使用承認書兼使用料領収書（様式第２号。以下「使用承認書」という。）を、申請者に交付するものとする。 （使用料の納付）

改　正　後	改　正　前
第７条から第９条まで　削除	第７条　使用者は、第５条の使用承認書の交付を受けたときは、速やかに施設の使用料を納付しなければならない。 （使用料の減免） 第８条　条例第７条ただし書の規定による使用料の減免割合は、次の各号によるものとする。 (1) 白川町及び白川町の機関（以下「白川町等」という。）が使用する場合及び、これに類するものとして町長が認めた場合　１００％ (2) 白川町が減免を適当と認めた団体が使用する場合　１００％以内 (3) 白川町等と共催による行事等のため使用する場合　５０％以内 ２　前項第２号に掲げる団体の名称及び減免割合は、町長が別に定める。ただし、営利を目的とし若しくは資金を得る目的をもつて使用する場合は、その理由の如何を問わず減免することができない。 ３　第１項各号に規定する場合のほか、特別に減免を受けようとする者はその理由を明らかにした書面により、減免の申請を行なわなければならない。 ４　前項の申請がなされた場合、町長はその内容及び団体並びに申請の理由等を審査した上、承認の可否を決定し申請者にその旨を通知しなければならない。 （特殊な使用における使用料） 第９条　営利を目的とした使用等特殊な使用にかかる使用料については、町長が別に定める。

様式第１号及び様式第２号を削る。

（白川町農村環境改善センターの管理及び運営に関する規則の一部改正）

第２条　白川町農村環境改善センターの管理及び運営に関する規則（平成２年白川町規則第２０号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨）	（趣旨）

改　正　後	改　正　前
第１条　この規則は、白川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成２年白川町条例第１９号）第１０条の規定に基づき、白川町農村環境改善センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この規則は、白川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成２年白川町条例第１９号。以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、白川町農村環境改善センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（使用申請等の手続）	（使用申込み　　）
第４条　センターの使用承認の申請、承認の通知、使用の取消し、使用料の減免の申請及び決定通知、特殊な使用における使用料、使用実績の報告及び納付書等の交付その他の使用に関する手続は、白川町長が所管する施設の使用手続に関する規則（令和８年白川町規則第２４号）の定めるところによる。	第４条　条例第４条の規定によりセンターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用する日の７日前までに白川町農村環境改善センター使用承認申請書（以下「申請書」という。別記第１号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。
	（使用の承認）
第５条　削除	第５条　町長は、前条による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、使用を承認したときは、白川町農村環境改善センター使用承認書（以下「使用承認書」という。別記第２号様式）を、申請者に交付するものとする。
	（使用料の納付）
第７条から第９条まで　削除	第７条　使用者は、第５条の使用承認書の交付を受けたときは速やかにセンターの使用料を納付しなければならない。
	（使用料の減免）
	第８条　条例第７条ただし書の規定による使用料の減免割合は、次の各号によるものとする。
	(1)　白川町及び白川町の機関（以下「白川町等」という。）が使用する場合及び、これに類するものとして町長が認めた場合　１００％
	(2)　白川町が減免を適当と認めた団体が使用する場合　１００％以内

改　正　後	改　正　前
	(3)　白川町等と共催による行事等のため使用する場合　５０％以内 ２　前項第２号に掲げる団体の名称及び減免割合は、町長が別に定める。ただし、営利を目的とし若しくは資金を得る目的をもつて使用する場合は、その理由の如何を問わず減免することができない。 ３　第１項各号に規定する場合のほか、特別に減免を受けようとする者はその理由を明らかにした書面により、減免の申請を行なわなければならない。 ４　前項の申請がなされた場合、町長はその内容及び団体並びに申請の理由等を審査した上、承認の可否を決定し申請者にその旨を通知しなければならない。 （特殊な使用における使用料） 第９条　営利を目的とした使用等特殊な使用にかかる使用料については、町長が別に定める。

第１号様式から第２号様式（その２）までを削る。

（白川町農林漁家婦人活動促進施設の管理及び運営に関する規則の一部改正）

第３条　白川町農林漁家婦人活動促進施設の管理及び運営に関する規則（平成８年白川町規則第６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この規則は、白川町農林漁家婦人活動促進施設の設置及び管理に関する条例（平成８年白川町条例第１号　　）第１１条の規定に基づき、白川町農林漁家婦人活動促進施設（以下「施設」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、白川町農林漁家婦人活動促進施設の設置及び管理に関する条例（平成８年白川町条例第１号。以下「条例」という。）第１１条の規定に基づき、白川町農林漁家婦人活動促進施設（以下「施設」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（使用申請等の手続） 第４条　施設の使用承認の申請、承認の通知、使用の取消し、使用料の減免の申請及び決定通知、特殊な使用における使用料、使用実績の報告及び納付書等の交付その他の使用に関する手続は、白川町長が所管	（使用申込み　　） 第４条　条例第４条の規定により施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用する日の７日前までに白川町農林漁家婦人活動促進施設使用承認申請書（以下「申請書」という。別記第１号様式）を

改　正　後	改　正　前
する施設の使用手続に関する規則（令和８年白川町規則第２４号）の定めるところによる。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。	町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。
	（使用の承認）
第５条　削除	第５条　町長は、前条による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、使用を承認したときは、白川町農林漁家婦人活動促進施設使用承認書兼使用料領収書（以下「使用承認書」という。別記第２号様式）を、使用者に交付するものとする。
	（使用料の納付）
第７条から第９条まで　削除	第７条　使用者は、第５条の使用承認書の交付を受けたときは、速やかに施設の使用料を納付しなければならない。
	（使用料の減免）
	第８条　条例第７条ただし書の規定による使用料の減免割合は、次の各号によるものとする。
	(1)　白川町及び白川町の機関（以下「白川町等」という。）が使用する場合及び、これに類するものとして町長が認めた場合　１００％
	(2)　白川町が減免を適当と認めた団体が使用する場合　１００％以内
	(3)　白川町等と共催による行事等のため使用する場合　５０％以内
	２　前項第２号に掲げる団体の名称及び減免割合は、町長が別に定める。ただし、営利を目的とし若しくは資金を得る目的をもつて使用する場合は、その理由の如何を問わず減免することができない。
	３　第１項各号に規定する場合のほか、特別に減免を受けようとする者はその理由を明らかにした書面により、減免の申請を行なわなければならない。
	４　前項の申請がなされた場合、町長はその内容及び団体並びに申請の理由等を審査

改　正　後	改　正　前
	した上、承認の可否を決定し申請者にその旨を通知しなければならない。 （特殊な使用における使用料） 第９条　営利を目的とした使用等特殊な使用にかかる使用料については、町長が別に定める。

第１号様式から第２号様式（その２）までを削る。

（白川町佐見むつみ会館の管理及び運営に関する規則の一部改正）

第４条　白川町佐見むつみ会館の管理及び運営に関する規則（平成１５年白川町規則第４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この規則は、白川町佐見むつみ会館の設置及び管理に関する条例（平成１５年白川町条例第３号　　）第１２条の規定に基づき、佐見むつみ会館の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、白川町佐見むつみ会館の設置及び管理に関する条例（平成１５年白川町条例第３号。以下「条例」という。）第１２条の規定に基づき、佐見むつみ会館の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（使用時間） 第２条　施設の使用時間は、午前８時３０分から午後９時３０分までとする。 ２　前項の規定にかかわらず町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。	第２条から第４条　削除
第３条及び第４条　削除	
（使用申請等の手続） 第５条　施設の使用承認の申請、承認の通知、使用の取消し、使用料の減免の申請及び決定通知、特殊な使用における使用料、使用実績の報告及び納付書等の交付その他の使用に関する手続は、白川町長が所管する施設の使用手続に関する規則（令和８年白川町規則第２４号）の定めるところによる。	（使用申込　　） 第５条　条例第５条の規定により施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、佐見むつみ会館使用承認申請書（以下「申請書」という。様式第１号）を町長に提出しなければならない　　。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
第６条　削除	（使用の承認） 第６条　町長は、前条による申請書の提出が

改　正　後	改　正　前
第８条から第１０条まで　削除	あつたときは、その内容を審査し、使用を承認したときは、佐見むつみ会館使用承認書兼使用料領収書（以下「使用承認書」という。様式第２号）を、申請者に交付するものとする。 （使用料の納付） 第８条　申請者は、第６条の使用承認書の交付を受けたときは、速やかに施設の使用料を納付しなければならない。 （使用料の減免） 第９条　条例第８条ただし書の規定による使用料の減免割合は、次のとおりとする。 (1)　白川町及び白川町の機関（以下「白川町等」という。）が使用する場合及び、これに類するものとして町長が認めた場合　１００％ (2)　町長が減免を適当と認めた団体が使用する場合　１００％以内 (3)　白川町等と共催による行事等のため使用する場合　５０％以内 ２　前項第２号に掲げる団体の名称及び減免割合は、町長が別に定める。ただし、営利を目的とし、又は資金を得る目的をもつて使用する場合は、その理由の如何を問わず減免することができない。 ３　第１項各号に規定する場合のほか、特別に減免を受けようとする者は、その理由を明らかにした書面により減免の申請を行わなければならない。 ４　前項の申請がなされた場合、町長はその内容及び団体並びに申請の理由等を審査した上、承認の可否を決定し申請者にその旨を通知しなければならない。 （特殊な使用における使用料） 第１０条　営利を目的とした使用等特殊な使用にかかる使用料については、町長が別に定める。

様式第１号及び様式第２号を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

（旧様式の使用）

２　この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の各規則に規定する様式による申請書その他の書類の用紙は、当分の間、所要の調整を加え、白川町長が所管する施設の使用手続に関する規則（令和８年白川町規則第２４号）の規定により用いる様式に代えて使用することができる。

３　前項の規定により提出された書類は、同規則の規定により用いる様式により提出されたものとみなす。